

分類コード	X 1 - 1 - 1 - 04
保存期間	5年(令和12年12月31日まで)

秋 本 運 第 5 4 号
令 和 7 年 3 月 2 1 日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

臨時適性検査等実施要領の一部改正について（通達）
臨時適性検査等については、「臨時適性検査等実施要領の一部改正について（通達）」（令和4年5月12日付け秋本運第430号。以下「旧通達」という。）に基づき運用してきたところであるが、この度、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）の施行に伴い、所要の整備を行い、令和7年3月24日から別途「臨時適性検査等実施要領」のとおり運用することとしたので誤りのないようにされたい。
なお、旧通達は3月23日をもって廃止する。

この担当 運転免許センター行政処分係（☎735-262）

臨時適性検査等実施要領

1 目的

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第102条第1項から第5項まで、並びに第90条第8項、第103条第6項及び第107条の4第1項に規定する臨時適性検査及び診断書提出命令（以下「臨時適性検査等」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

2 臨時適性検査等対象者

臨時適性検査及び診断書提出命令等の対象者（以下「臨時適性検査等対象者」という。）とは、運転免許（以下「免許」という。）の試験に合格した者及び免許を受けた者で、法第90条第1項第1号から第2号まで、第102条第1項から第5項まで、及び第103条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する疑いのある次に掲げる者をいう。

- (1) 免許の拒否若しくは保留又は取消し若しくは停止の事由に該当する者のうち次の病気ににかかっている疑いがある者
 - ア 統合失調症（自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈しないものを除く。）
 - イ てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害及び運動障害がもたらされないもの並びに発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）
 - ウ 再発性の失神（脳全体の虚血により一過性の意識障害をもたらす病気であって、発作が再発するおそれがあるものをいう。）
 - エ 無自覚性の低血糖症（人道的に血糖を調整することができるものを除く。）
 - オ そう鬱病（そう病及び鬱病を含み、自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈しないものを除く。）
 - カ 重度の眠気の症状を呈する睡眠障害
 - キ 介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2に規定する認知症
 - ク アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒
 - ケ その他自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈する病気
- (2) 免許の取消し又は停止の事由に該当する次に掲げる身体の障害が生じている者
 - ア 目が見えないもの
 - イ 体幹の機能に障害があつて腰をかけていることができないもの
 - ウ 四肢の全部を失ったもの又は四肢の用を全廃したもの
 - エ その他自動車等の安全な運転に必要な認知又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるもの（法第91条の規定により条件を付し、又はこれを変更することにより、その能力が回復することが明らかであるものを除く。）
- (3) 認知機能検査の結果、基準該当者となった者
認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることを示す者として道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）第29条の3第1項の基準に該

当する者（以下「基準該当者」という。）で、臨時に適性検査を行う者として警察庁長官官房技術企画課情報処理センターに設置するサーバ等と接続する交通部運転免許センター（以下「免許センター」という。）に設置する警察共通基盤システムの端末装置からなる運転者に関する情報管理システム（以下「運転者管理システム」という。）より通報を受けた者。

(4) その他

道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められる次に掲げる者。

ア 適性検査を受けたい旨の申出を行い、その申出に理由があると認められる者

イ 違反行為をし、又は自動車等の運転により交通事故を起こし、自動車等の運転について必要な適性を備えていないおそれがあると認められる者

ウ 身体の状態に照らしてその者が自動車等の安全な運転に必要な認知又は操作のいずれかに係る能力を欠いているおそれがあると認められる者

エ 国際運転免許証等を所持する者であって、上記(1)及び(2)のいずれかに該当する疑いのある者

3 実施要領

(1) 発見時の措置

ア 臨時適性検査等対象者発見報告

臨時適性検査等対象者と認められる者を発見した警察職員は、臨時適性検査等対象者発見報告書（別記様式第1号）により所属長を経て交通部運転免許センター長（以下「免許センター長」という。）に報告（以下「発見報告」という。）するものとする。

イ 警察署等の管轄地域を異にする対象者の取扱い

管轄地域外に居住する対象者を発見した所属長は、事案の処理において、警察との連絡窓口になる関係者を明記の上、速やかに発見報告を行うとともに、当該関係者には、対象事案の処理は対象者の住所地を管轄する警察署長（以下「所轄署長」という。）と免許センター長が行う旨を明確に教示するものとする。

免許センター長は、発見報告を所轄署長に送付の上、所轄署長と連携して事案処理に当たるものとする。

なお、対象者の住所地が他の都道府県にある場合又は住所を変更した場合は、対象者の住所地を管轄する都道府県警察に事後の手续を引き継ぐものとする。

ウ 発見報告に当たっての留意事項

所属長は、対象事案に係る次の事項の調査結果を臨時適性検査等対象者発見報告書に添付して報告するものとする。

(ア) 事案の詳細

事案発生 of 認知から発見報告に至る経緯及び報告を要する者として対象者を認めた根拠について具体的かつ詳細に報告すること。

(イ) 対象者

日常の運転や通院の状況、当該事案以前の類似した事例、家族構成などの生活環境、供述内容等、臨時適性検査等を行う必要性の根拠となる事項を報告するこ

と。

(ウ) 家族等対象者の関係者

臨時適性検査等の実施に当たって警察との窓口になることの下承を得た関係者を報告すること。

(エ) 所轄署長の留意事項

所轄署長は、同居、別居の家族について、必要な聴取等を行うとともに、臨時適性検査等や診断書の提出に基づく処分などについて説明し、円滑な事案処理のために対象者周囲の理解を得ることにも配慮すること。

対象者が独居老人であるなど特別な状況にある場合は、行政の福祉部門との関係の有無を調査し、対象者の住所地を管轄する地域包括支援センター及び対象者の担当職員又は対象者の居住地区担当職員について報告すること。

エ 運転者管理システムによる通報の取扱い

免許センター長は、法第102条第1項から第3項までの規定による臨時適性検査等対象者となった者及び対象者でなくなった者について、運転者管理システムで通報を受けたときは、その者が臨時適性検査等の対象者であるか否かについて改めて確認の上、所轄署長と連携して速やかに関係手続きをとるものとする。

オ 認知症の疑いがある者について

更新期間が満了する日における75歳以上の者に対しては、運転免許証の有効期間の更新等の機会に認知機能検査等を行い、その結果に基づき臨時適性検査等を行うこととなるが、認知症の疑いがある者を発見等した場合には、運転免許証の有効期間の更新等の実施を待たずして、法第102条第4項の規定による臨時適性検査等の実施について検討するものとする。

(2) 通知

ア 基準該当者となった者への通知

免許センター長は、法第102条第1項から第3項までの規定による通知に当たり、その内容や準備すべき事項について説明した上で、臨時適性検査を実施する場合は、臨時適性検査通知書（別記様式第2号）、診断書提出命令を実施する場合は、診断書提出命令書（別記様式第3号）により通知するとともに、認知機能検査を再受検できることを明確に教示すること。

なお、診断書提出命令書による診断書の作成時期は、認知機能検査の受検日と近接した時期以降であれば足りる。

イ 臨時適性検査等対象者発見報告書に基づく通知

免許センター長は、報告内容を審査し、前記2(1)、(2)及び(4)として臨時適性検査を受検させる必要があると認めるときは、法第102条第4項に基づき、臨時適性検査通知書（別記様式第4号）、診断書提出命令を実施する必要があると認めるときは診断書提出命令書（別記様式第5号）により通知するものとする。

なお、認知症の疑いがある者については、臨時適性検査通知書（別記様式第6号）、及び診断書提出命令書（別記様式第7号）により通知するものとする。

ウ 診断書提出命令を行う際の留意事項

免許センター長は、診断書提出命令の通知に当たり運転者管理システムによる通

報に基づき診断書提出命令を実施する場合は医師宛ての依頼書（別記様式第8号）を、法第102条第4項に基づき実施する場合は医師宛ての依頼書（別記様式第9号）を、同封して送付するものとし、対象者が診断を受ける際は、当該依頼書を持参しなければならないことを明確に教示すること。

エ 臨時適性検査又は診断書提出命令を選択する際の考え方

免許センター長は、対象者から生活状況や診断書提出希望等に関する聴取を行った場合はその結果等を踏まえて、対象者が住む地域の医療体制等に鑑み、対象者が診断書提出命令を受けても正確な診断書を提出することが比較的容易な状況にあると認められる場合や、対象者の認知機能の状況に鑑み、必ずしも専門医の診断によらずとも、主治医や検査を行うことができる医療機関等と連携して認知症であるか否かの判断が可能であると認められる場合は、診断書提出命令を行うこととしても支障がないと考えられること等を勘案して臨時適性検査等を行うこと。

オ 通知の撤回

免許センター長は、運転者管理システムによる通報に基づく臨時適性検査等の通知を受けた基準該当者が、認知機能検査を再受検することにより基準該当者でなくなった場合は、撤回通知書（別記様式第10号）により、当該通知の撤回を通知するものとする。

カ 再通知

免許センター長は、臨時適性検査又は診断書提出命令の通知を受けながら、臨時適性検査を受検しない又は診断書を提出しない者に対して再度通知を行う場合は、前記臨時適性検査通知書及び診断書提出命令書に「再」を冠して通知するものとする。

キ 認知機能検査等の受検義務の免除を証する書面の交付

免許センター長は、認知症に係る診断書その他の書類をあらかじめ提出した者（以下「提出者」という。）については、免許の更新等の際に必要な認知機能検査等の受検義務が免除されることから、認知機能検査受検義務免除確認証明書（別記様式第11号）を提出者に交付し、更新等の申請書に添付させるものとする。

なお、提出者の認知機能検査等の受検義務の免除について運転者管理者システムへ登録し、把握するものとする。

(3) 臨時適性検査の依頼

ア 免許センター長は、臨時適性検査対象者の病状等を勘案して、医師会等を通じて専門的な知識を有すると認められる医師に対して臨時適性検査依頼書（別記様式第12号）により、臨時適性検査を依頼するものとする。

イ 公安委員会は、認知機能検査に基づく基準該当者が臨時適性検査等の新たな対象者となることから、認知症に係る臨時適性検査を依頼する専門医（別に定める「一定の病気等に係る運転免許関係事務処理上の留意事項の一部改正について（例規）」（令和7年3月21日付け秋本運第53号。以下「留意事項例規」という。）別表1「病気等ごとの専門医の基準」に規定する医師）をあらかじめ指定し、委嘱書（別記様式第13号）を交付するものとする。

(4) 臨時適性検査の実施

ア 臨時適性検査審査官の指定

免許センター長は、臨時適性検査審査官指定書（別記様式第14号）により、あらかじめ臨時適性検査審査官（以下「審査官」という。）を指定し、医師による臨時適性検査に立ち会わせるものとする。

イ 関係者等との連携

臨時適性検査の実施に当たっては、関係警察署のほか、臨時適性検査対象者の家族又は関係者と連携を図るものとする。

特に認知症に係る臨時適性検査の場合、当該検査対象者は判断力・記憶力が低下している状況がみられるので、対象者の同意を求めた上で、家族等には可能な限り検査の立ち会いを求めるなどの連携を図るものとする。

(5) 臨時適性検査後の措置

審査官は、医師が作成した診断書及び医師が検査結果等について説明した内容に基づいて処分意見を付した臨時適性検査実施結果報告書（別記様式第15号）により、免許センター長に報告するものとする。

免許センター長は、審査官の報告に基づいて、被検査者が前記2(1)の病気に該当すると判断した場合、行政処分の手続きを開始するものとする。

4 行政処分の手続

行政処分の手続については、留意事項例規に定めるとおり。

5 適性検査の受検又は診断書の提出命令

(1) 免許センター長は、前記1(1)に該当することを理由に免許の保留又は停止の処分を受けた者に対して当該病気等の回復状態を判断するため、適性検査受検命令書（別記様式第16号）又は診断書提出命令書により検査又は診断書の提出命令（以下「受検命令等」という。）を行い、その結果により、必要な場合はさらに処分を決定するよう公安委員会に上申するものとする。

(2) 免許センター長は、公安委員会からの受検命令等に違反してやむを得ない理由がないのに当該受検又は診断書の提出を拒んだ者に対しては、その間の免許の保留又は停止の期間を延長することができるものとする。

(3) 免許センター長は、最初の受検命令等を拒んで、免許の保留又は停止の処分を受けた後、当該期間内に再度の受検命令等を受け、やむを得ない理由がないのにその命令に違反したときは、免許の拒否又は取消しの処分について、公安委員会に上申するものとする。

6 結果の通報等

(1) 免許センター長は、発見報告に基づいて行った臨時適性検査等の実施結果及び当該実施結果による処分の内容又は、診断書を求めて行った運転の可否判断の結果を署長等に通報するものとする。

(2) 免許センター長及び署長等は、臨時適性検査等取扱表（別記様式第17号）及び臨時適性検査等管理書（別記様式第18号）を備え付け、検査等及び処分結果等を記録し、関係書類とともに保管するものとする。

年ー 号(免許センターで記載)

年 月 日

運転免許センター長 殿

警察署長

臨時適性検査等対象者発見報告書

対 象 者	本 籍		携帯
	住 所		電話
	氏 名 生年月日	年 月 日 (歳)	職業
	免 許 証	免許証番号 免 許 種 別 交付年月日 年 月 日 有効年月日 年 月 日	
対象者の態様		1 病気にかかっている疑いがある者 ☐法第90条第1項(拒否・保留)／☐法第103条第1項(停止・取消し) ☐幻覚の症状を伴う統合失調症にかかっている者 ☐てんかんにかかっている者 ☐再発性の失神にかかっている者 ☐無自覚性の低血糖症にかかっている者 ☐そううつ病にかかっている者 ☐重度の眠気の状態を呈する睡眠障害にかかっている者 ☐介護保険法第5条の2に規定する認知症である者 ☐アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者 ☐自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈する病気にかかっている者 2 運転免許の取消し、停止事由に該当する身体の障害がある者 (法第103条第1項第2号) ☐目が見えない者 ☐体幹の機能に障害があつて腰をかけていることができない者 ☐四肢の全部を失ったもの又は四肢の用を全廃した者 ☐自動車等の安全な運転に必要な認知又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなる者(法第91条の規定により条件を付し、又はこれを変更することにより、その能力が回復することが明らかである者を除く。)	
対 象 者 と 認 め た 理 由			
添 付 書 類			

取扱者

課 階級

氏名

(警電

)

第 号

臨時適性検査通知書

年 月 日

住 所

殿

秋田県公安委員会 印

あなたは、認知機能検査等の結果、「認知症のおそれがある」との判定を受けたことから、道路交通法第102条第 項による臨時適性検査（認知症の専門医による診断）を受けていただくことになりましたので、通知します。
この通知を受け、やむを得ない理由なく臨時適性検査を受けない場合は、
拒 否
運転免許の 保 留 の処分を受けることとなりますので、御注意ください。
取 消 し
効力の停止

適性検査を行う 理由となった 認知機能検査等の結果	
適性検査の期日	
適性検査の場所	
備 考	

※ この通知について、不明な点がある場合には、秋田県警察本部運転免許センター 行政処分係（安全運転相談）までお問い合わせください。（平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）

秋田県警察本部運転免許センター行政処分係（安全運転相談）
住所 秋田市新屋寿町 5 番 1 号
電話 0 1 8 - 8 2 4 - 0 6 6 0 まで

第 号

診 断 書 提 出 命 令 書

年 月 日

住 所

殿

秋田県公安委員会 印

あなたは、認知機能検査等の結果、「認知症のおそれがある」との判定を受け、
認知症のおそれ(疑い)があることから、道路交通法第102条第 項の規定により、
下記のとおり、道路交通法施行規則第29条の 3 第 3 項に規定する要件を満たす医師の診断書(認知症の専門医又は主治医(かかりつけ医)が作成した診断書
であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの)を提出していただくようお願い
いたします。

なお、やむを得ない理由なく診断書を提出しない場合は、
が拒否される
運転免許 が保留される こととなりますので、御注意ください。
が取り消される
の効力が停止される

また、提出された診断書が上記の要件(認知症の専門医又は主治医(かかり
つけ医)が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当
しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの)
を満たさない場合、上記運転免許の行政処分を行うか、改めて臨時適性検査又
は診断書提出命令を行うこととなりますので、御注意ください。

診断書の提出を 命ずる理由となった 認知機能検査等の結果	
診断書の提出期限	
診断書の提出先	
備 考	

※ この通知について、不明な点がある場合には、秋田県警察本部運転免許センター 行政処分係 (安
全運転相談) までお問い合わせください。

秋田県警察本部運転免許センター行政処分係(安全運転相談)
住所 秋田市新屋寿町 5 番 1 号
電話 0 1 8 - 8 2 4 - 0 6 6 0 まで

別記様式第 4 号

第 号

臨時適性検査通知書

年 月 日

住所

殿

秋田県公安委員会印

道路交通法第 条 に規定する、臨時適性検査を下記のとおり実施いたしますので通知します。

なお、この通知を受け、やむを得ない理由なく臨時適性検査を受けない場合は、運転免許の取消し等の処分を受けることとなります。

記

臨時適性検査 を行う理由	
臨時適性検査 を行う期日	年 月 日 ()
臨時適性検査 を行う場所	
その他 必要な事項	
備 考	

※ 診断結果及び医師の意見が記載された主治医（かかりつけ医）の診断書を提出した場合は、臨時適性検査を受ける必要はありません。

※ この通知について、不明な点がある場合には、秋田県警察本部運転免許センター行政処分係（安全運転相談）までお問い合わせください。（平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）

秋田県警察本部運転免許センター行政処分係（安全運転相談）
住所 秋田市新屋寿町 5 番 1 号
電話 018-824-0660 まで

第	号
診 断 書 提 出 命 令 書	
年 月 日	
住所	
殿	
秋田県公安委員会 印	
道路交通法 の規定により、下記のとおり、道路交通法施行規則 第29条の3第 項 に規定する要件を満たす医師の診断書の提出を命じます。	
なお、この命令に違反して、やむを得ない理由なく診断書を提出しない場合は、 拒 否 運転免許の 保 留 の処分を受けることとなりますので、御注意ください。 取 消 し 効力の停止	
また、提出された診断書が上記の要件を満たさない場合、上記運転免許の処分を行うか、改めて臨時適性検査又は診断書提出命令を行うこととなりますので、御注意ください。	
診 断 書 の 提 出 を 命 ず る 理 由	
診 断 書 の 提 出 期 限	
そ の 他 必 要 な 事 項	
備 考	

連絡先 秋田県警察本部運転免許センター行政処分係（安全運転相談）
住所 秋田市新屋寿町5番1号
電話 018-824-0660

第 号

臨時適性検査通知書

年 月 日

住 所

殿

秋田県公安委員会 印

あなたは、認知症のおそれ（疑い）があることから、道路交通法第102条第4項の規定による臨時適性検査（認知症の専門医による診断）を受けていただくことになりましたので、通知します。

この通知を受け、やむを得ない理由なく臨時適性検査を受けない場合は、拒否（きよひ）の処分を受けることとなりますので、御注意ください。
運転免許の保有（うんでんめんきよのほいう）の処分（しよぶん）を受けることとなりますので、御注意（ごちゆうい）ください。
取消（けし）し効力（こうりよく）の停止（ていし）

適性検査を行う理由（てきせいけんさ おこな りゆう）	
適性検査の期日（てきせいけんさ きじつ）	
適性検査の場所（てきせいけんさ ばしょ）	
備 考（び こう）	

※ この通知について、不明な点がある場合には、秋田県警察本部運転免許センター行政処分係（安全運転相談）までお問い合わせください。（平日の午前8時30分から午後5時15分まで）

秋田県警察本部運転免許センター行政処分係（安全運転相談）
住所 秋田市新屋寿町5番1号
電話 018-824-0660 まで

第	号	診 断 書 提 出 命 令 書		年 月 日
住 所		殿		秋田県公安委員会 印
あなたは、認知症のおそれ（疑い）があることから、道路交通法第102条第4項の規定により、下記のとおり、道路交通法施行規則第29条の3第4項に規定する要件を満たす医師の診断書（認知症の専門医又は主治医（かかりつけ医）が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの）を提出していただくようお願いいたします。 なお、やむを得ない理由なく診断書を提出しない場合は、 が拒否される 運転免許 が保留される こととなりますので、御注意ください。 が取り消される の効力が停止される また、提出された診断書が上記の要件（認知症の専門医又は主治医（かかりつけ医）が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの）を満たさない場合、上記の運転免許の行政処分を行うか、改めて臨時適性検査又は診断書提出命令を行うこととなりますので、御注意ください。				
診断書の提出を				
命 ず る 理 由				
診断書の提出期限				
診断書の提出先				
備 考				

※ この通知について、不明な点がある場合には、秋田県警察本部運転免許センター行政処分係（安全運転相談）までお問い合わせください。（平日の午前8時30分から午後5時15分まで）

秋田県警察本部運転免許センター行政処分係（安全運転相談）
住所 秋田市新屋寿町5番1号
電話 018-824-0660 まで

医 師 の 皆 様 へ

認知機能検査（※）の結果、認知症の疑いがありますので、診断をお願いします。

なお、この診断書に御不明な点がある場合やトラブルがあった場合には、下記の担当者までお問合せください。

秋田県警察本部交通部
運転免許センター 安全運転相談担当

（参照）

※ 認知機能検査は、「手がかり再生」（16の記憶項目を再生することによる記憶力の検査）及び「時間の見当識」（自らがおかれている時を正しく認識しているかについての検査）からなる検査で、100点満点中36点未満を道路交通法等において「認知症のおそれがある」と定めています。

検査内容等は警察庁HPで公表しています。

【担当者】

秋田県警察本部運転免許センター 安全運転相談担当

住所 秋田市新屋寿町5番1号

電話 018-824-0660

医 師 の 皆 様 へ

認知症の疑いがありますので、診断をお願いします。

なお、診断に不明な点がある場合やトラブルがあった場合には、下記の担当者まで
お問合せください。

秋田県警察本部交通部
運転免許センター 安全運転相談担当

【担当者】

秋田県警察本部運転免許センター 安全運転相談担当

住所 秋田市新屋寿町 5 番 1 号

電話 0 1 8 - 8 2 4 - 0 6 6 0

第 号

てつ かい つう ち しよ
撤 回 通 知 書

年 月 日

住所

殿

秋田県公安委員会印

あなたには、
ねん がつ にちづけ だい ごう
年 月 日付 第 号 で
つう ち
の通知をしています

が、か き り ゆう てつかい
が、下記の理由により撤回します。

記

てつ かい り ゆう 撤 回 の 理 由	
-------------------------	--

※ この通知について、ふ めい てん ば あい
不明な点がある場合には、あき た けんけいさつほん ぶ うんてんめんきよ
行政処分係（安全運転相談）までお問合せください。
ぎようせいしよぶんかかり あんぜんうんてんそうだん といあわ

秋田県警察本部運転免許センター行政処分係（安全運転相談）
住所 秋田市新屋寿町5番1号
電話 018-824-0660

認知機能検査受検義務免除確認証明書

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日生（ 歳）男・女
診 断 書 等 提 出 日	年 月 日

上記の者について、認知症にかかる診断書等を提出したことにより、認知機能検査の
受検義務が免除となることを確認し証明する。

令 和 年 月 日

秋 田 県 公 安 委 員 会 印

別記様式第12号

第 号

年 月 日

殿

秋田県公安委員会印

臨時適性検査依頼書

下記の者は、次の理由により、道路交通法

- ☐第102条第1項
- ☐第102条第2項
- ☐第102条第3項
- ☐第102条第4項
- ☐第102条第5項
- ☐第103条第6項
- ☐第107条の4第1項

の規定による臨時適性検査を受検する必要があると認められるので検査を依頼する。

記

受 検 対 象 者	本 籍	
	住 所	
	ふりがな 氏 名 生年月日	年 月 日 生 (歳) 男・女
	免許証等	免許証番号 交付公安委員会 免許情報記録番号 記録公安委員会 免許種別 合格又は取得年月日 年 月 日 交付年月日 年 月 日 有効年月日 年 月 日
受検の理由等		
添 付 書 類		

別記様式第13号

委 嘱 書

医 師 殿

あなたを認知症診断の医師として委嘱する。

年 月 日

秋 田 県 公 安 委 員 会 印

臨時適性検査審査官指定書

所 属

職名（階級）

あなたを臨時適性検査審査官として指定する。

年 月 日

秋田県警察本部交通部

運 転 免 許 セ ン タ ー 長

年 月 日

運転免許センター長 殿

臨時適性検査審査官
階級 氏名

臨時適性検査実施結果報告書

下記の者に係る臨時適性検査の実施結果は、次のとおりであるから報告する。
記

受 検 者	本 籍						
	住 所						
	ふりがな 氏 名						
	生年月日	年	月	日	生 (歳)	男・女	
	免許証等	免許証番号 交付公安委員会 免許情報登録番号 記録公安委員会 免許種別 合格又は取得年月日 年 月 日 交付年月日 年 月 日 有効年月日 年 月 日					
検 査 の 結 果							
処 分 の 意 見							

別記様式第16号

第 号

適性検査受検命令書

年 月 日

住所

殿

秋田県公安委員会印

道路交通法 の規定により、下記のとおり適性検査の受検を命じます。

なお、この命令に違反して、適性検査を受けない場合は、運転免許の拒否又は取消し等の処分を受けることとなります。

適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	年 月 日 ()
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備 考	

秋田県警察本部運転免許センター行政処分係(安全運転相談)

住所 秋田市新屋寿町5番1号

電話 018-824-0660

臨時適性検査等取扱表

番号	実施年月日	氏 名 生年月日(年齢)	取扱項目	処 分 年 月 日 処分事由(病名) 処 分 結 果	備 考
	・ ・	・ ・ ()	臨適検査 提出命令 診断書(任意)	・ ・	
	・ ・	・ ・ ()	臨適検査 提出命令 診断書(任意)	・ ・	
	・ ・	・ ・ ()	臨適検査 提出命令 診断書(任意)	・ ・	
	・ ・	・ ・ ()	臨適検査 提出命令 診断書(任意)	・ ・	
	・ ・	・ ・ ()	臨適検査 提出命令 診断書(任意)	・ ・	
	・ ・	・ ・ ()	臨適検査 提出命令 診断書(任意)	・ ・	
	・ ・	・ ・ ()	臨適検査 提出命令 診断書(任意)	・ ・	
	・ ・	・ ・ ()	臨適検査 提出命令 診断書(任意)	・ ・	
	・ ・	・ ・ ()	臨適検査 提出命令 診断書(任意)	・ ・	

※ 診断書提出命令及び任意による診断書提出の場合の実施年月日は、診断書の受理年月日とすること。

臨時適性検査等管理書

番 号	—
住 所	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日生 (歳) 男・女
対 象 理 由	システム通報(失効・特定取消し・更新・臨時認知機能検査) 発見報告(病名等：) その他(免許保留・対象者申し出・違反又は事故・国際免許)
通 知 月 日	月 日
実 施 日 時	月 日 午前・午後 時 分
実 施 場 所	
担 当 医 師	
実 施 結 果	病名： (☐ 処分上申 ☐ 運転可 ☐ 病気にあらず)
処 分 結 果	取消し・停止／執行： 月 日／期間： 年 月 日まで
備 考	☐ 診断書提出： 年 月 日

※ 診断書提出命令及び任意による診断書提出の場合の実施日時は、診断書の受理月日とすること（時間は記載不要）。